

委員会の調査内容

1. 特別調査チームの設置・構成と調査の手続・方法

(1) 特別調査チームの設置・構成

特別調査チームについて、放送倫理検証委員会運営規則（委員会規則）は、次のように定めている。

第7条 委員会は、事案に応じて、特別調査チームを設置して、対象番組について、集中的・機動的な調査を行わせることができる。

2 特別調査チームは、委員会の審理に必要な事実関係の調査を行い、調査結果を速やかに報告する。

3 委員会は、特別調査チームの編成などについてアドバイスを受けるために、予め調査顧問を任命することができる。

委員会は、委員会規則に従い、調査顧問である高野利雄弁護士にアドバイスを受け、同顧問のほか政木道夫弁護士と大森一志弁護士の2人に、委員会の審理に必要な事実関係の調査を委嘱し、委員会の委員2人とともに、5人の構成で特別調査チームを設置した。

委員2人を除く3人のメンバーが、事実経過を調査した調査報告書をまとめる役割を担った。委員2人は、委員会と特別調査チームの連携を取り、特別調査チームの調査の進捗状況を委員会に報告し、それを受けて出された委員の意見を特別調査チームにフィードバックすることで、委員会と特別調査チームの活動が一体的なものとなるようオブザーバーとして活動した。

そして、委員会の調査役2人が、日本テレビ等のヒアリングの連絡や調査の補佐を行った。

(2) 調査の手続・方法

特別調査チームの調査は委員会の調査の一環であるため、その調査手続・方法は、委員会規則に従った。

第6条 委員会は、対象番組の審理（または審理を行うことの決定）のため必要な調査を行う。

2 委員会は、対象番組を制作・放送した放送事業者（以下「当該放送事業者」という）および関係者に対し、調査・報告および放送済みテープ等関連資料の提出を求めることができる。

3 委員会は、当該放送事業者および関係者から事情聴取（ヒアリング）を行うことができる。

4 委員会は、必要に応じて、専門知識を有する者から意見を聴くことができる。

2. 委員会の調査内容

委員会の調査は、特別調査チームが中心になって行われたが、6月3日に特別調査チームから調査報告書の提出を受けた後、委員会で補足の調査も実施した。これらの調査の内容は以下のとおりである。

(1) 関連資料の収集

日本テレビに対し、関連資料の提供を求め、次の資料の提出を受けた。

- ・放送済みテープ（本件放送・本件訂正放送）
- ・取材・制作上のガイドライン
- ・日本テレビの組織図
- ・本件放送を担当した制作者のリスト（プロフィールを含む）
- ・本件放送の企画段階のプレゼンテーション資料
- ・本件放送および本件訂正放送の台本
- ・本件訂正放送後に放送された本件に関するニュースの台本（『バンキシャ』以外の2番組を含む）
- ・記者会見資料および番組審議会に提出された報告書
- ・取材VTRリスト（収録日、タイトル、概要、収録尺が記載されているもの。未編集の取材テープの提出は求めている）
- ・本件放送で紹介された取材資料の写し（裏金口座のATMカード、ネットバンクの入出金記録、裏金口座の取引明細票）
- ・インターネット募集サイトへの依頼書
- ・報道局の研修会・勉強会のリスト

その他、日本テレビの系列局から、委員会あてに、地元局の対応に関する報告と放送した番組のDVDが提出された。

(2) 関係者からの事情聴取（ヒアリング）

これまでと同様に、調査が一方的にならないように、現場の制作者からのヒアリングを重視し、本件放送および本件訂正放送に関わった『バンキシャ』のスタッフにヒアリングを行った。事実関係の調査のために、取材対象者である岐阜県や山口県の職員からも事情を聴いた。実施したヒアリング対象者は20人で、ヒアリング時間は合計40時間を超えた。ヒアリングの内容は、逐次記録として文書化し、委員会および特別調査チームの資料とした。

①日本テレビの関係者（チーフプロデューサーからアシスタント・ディレクター

まで番組制作スタッフおよび危機管理アドバイザー)

合計約 3 3 時間

②その他、取材協力者募集サイト会社のほか、岐阜県庁、山口県庁、系列局などの関係者

合計約 9 時間半

(3) 情報提供者の裁判の傍聴

情報提供者が虚偽の情報提供を行った動機については、本件放送の取材に関する重要な事実であることから、その解明ができれば本件放送の検証に、より役立つのではないかと思われた。そこで、弁護人を通じてヒアリングの申し入れを行ったが、本人の同意が得られなかった。刑事事件の裁判中でもあったことから、ヒアリングは断念することにした。代わりに、2回にわたる裁判の公判廷の傍聴や新聞報道の確認等により、できる限り情報提供者の動機を理解するよう努めた。

なお、7月9日の公判廷で、検察官の質問と情報提供者の供述により明らかにされた動機の骨子は、次のようなものだった。

「以前、日本テレビの番組に出演したときに旅費を含め5～6万円もらった。今回は旅費はもらえないと思ったが、前回の半分くらいの3～4万円はもらえるのではないかと思った」。